

飯塚市福祉事務所事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

飯塚市福祉事務所長職務代理者

飯塚市福祉事務所副所長 林 理 恵

飯塚市福祉事務所長訓令第2号

飯塚市福祉事務所事務決裁規程の一部を改正する訓令

飯塚市福祉事務所事務決裁規程（平成18年飯塚市福祉事務所長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

飯塚市福祉事務所事務決裁規程の一部を改正する訓令

改正後	改正前
<p>(決裁)</p> <p>第3条 福祉事務所の事務は、他に定めがあるもののほか、すべて福祉事務所長の決裁を経て処理しなければならない。ただし、次長及び課長の専決事項については、この限りでない。</p> <p><u>2 副所長の専決事項は、飯塚市事務分掌規則の例による。</u></p> <p>(専決事項)</p> <p>第4条 生活保護法(昭和25年法律第144号)の施行に係る事務のうち、次の各号に掲げる事項は福祉事務所長の決裁事項とし、その他の事項は課長の専決事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>2 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の施行に係る事務のうち、次の各号に掲げる事項は福祉事務所副所長の専決事項とし、その他の事項は課長の専決事項とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p>(決裁)</p> <p>第3条 福祉事務所の事務は、他に定めがあるもののほか、すべて福祉事務所長の決裁を経て処理しなければならない。ただし、次長及び課長の専決事項については、この限りでない。</p> <p>(専決事項)</p> <p>第4条 生活保護法(昭和25年法律第144号)の施行に係る事務のうち、次の各号に掲げる事項は福祉事務所長の決裁事項とし、その他の事項は課長の専決事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>2 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の施行に係る事務のうち、次の各号に掲げる事項は福祉事務所副所長の専決事項とし、その他の事項は課長の専決事項とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 児童福祉法第24条に規定する保育の利用等に関すること。</u></p>

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。